名　称　鏡川口灯浮標
位　置
　所　在　地　御船灯標（熊本県宇城市）の東南東方約四・三キロメートル
　北　緯　三二―三六―二〇
　東　経　一三〇―三五―二九
変更した事項
　光　度　実効光度四〇カンデラ
　光達距離　四・〇海里
変更年月日　平成二十四年一月十二日

○海上保安庁告示第四十九号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十四年二月二十二日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人海洋研究開発機構
神奈川県横須賀市夏島町二番地一五

二　水路測量を実施する区域及び期間
イ　区域
(イ)　北緯三六度東経一四一度三〇分、北緯四〇度東経一四三度、北緯四〇度東経一四五度、北緯三六度東経一四四度の各点で囲まれる海域
(ロ)　北緯三五度三〇分東経一四一度三〇分、北緯三五度六分東経一四二度六分、北緯三四度二四分東経一四一度三六分、北緯三四度三〇分東経一四一度の各点で囲まれる海域
ロ　期間　平成二十四年二月二十日から平成二十四年三月三日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査

四　航行船舶に対する安全処置
イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚
ロ　二管区水路通報第七号（平成二十四年二月十七日発行）、三管区水路通報第六号（平成二十四年二月十日発行）

○防衛省告示第三十六号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十四年二月二十二日

防衛大臣　田中　直紀

日　時　平成二十四年二月二十八日（予備、同月二十九日及び三月一日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域
実施艦等　自衛艦八隻、航空機一機
その他
一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第三十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十四年二月二十二日

防衛大臣　田中　直紀

日　時　平成二十四年三月六日（予備、同月七日及び同月八日）の〇七〇〇から一八〇〇まで
区　域　若狭湾北方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三七度二二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(イ)　北緯三七度〇二分一一秒　東経一三五度三九分四九秒
(ウ)　北緯三六度四〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
(エ)　北緯三七度〇〇分一一秒　東経一三四度五九分五〇秒
実施艦等　自衛艦二隻、航空機一機
その他
一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月二十二日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　栃木県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年関東地方整備局告示第三百七十六号宇都宮都市計画道路事業三・三・一号鹿沼宇都宮線
三　事業施行期間　自平成十七年七月二十八日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成十七年関東地方整備局告示第三百七十六号の事業地のうち下栗町地内において事業地を変更する。
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月二十二日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　栃木県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年関東地方整備局告示第九十五号小山栃木都市計画道路事業三・五・百一号小山結城線
三　事業施行期間　自平成十五年三月二十四日至平成二十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月二十二日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　栃木県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年関東地方整備局告示第二百九十三号小山栃木都市計画道路事業三・四・二一二号栃木駅東通り
三　事業施行期間　自平成十九年八月二十四日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年二月二十二日

関東地方整備局長　下保　修